

◎特定B型肝炎ウイルス感染者給付金

等の支給に関する特別措置法

(平成二十三年二月一六日法律第一二六号)

一、提案理由(平成二十三年一月三〇日・衆議院厚生労働委員会)

○小宮山國務大臣　ただいま議題となりました特定B型肝炎ウイルス感染者給付金等の支給に関する特別措置法案について、その提案の理由と内容の概要を説明いたします。

B型肝炎訴訟については、平成十八年の最高裁判所判決で、集団予防接種等の際の注射器の連続使用によるB型肝炎ウイルスへの感染について国の責任が認められた後、全国各地で同様の訴訟が提起されましたが、裁判所の仲介のもとで和解協議を進めた結果、平成二十三年六月二十八日、国と原告との間で基本的な合意がなされました。

この問題は、かつて例のない非常に大きな広がりを持つものであり、長期にわたって責任ある対応をとる必要があるとの認識から、現在訴訟を提起されている方々だけでなく、今後提訴

される方々への対応も含めた全体の解決を図るため、この法律案を提出いたしました。

以下、この法律案の内容について、その概要を説明いたします。

第一に、この法律は、集団予防接種等の際の注射器の連続使用により多数の方々にB型肝炎ウイルスの感染被害が生じ、かつ、その感染被害が未曾有のものであることから、特定B型肝炎ウイルス感染者とその相続人に対し、特定B型肝炎ウイルス感染者給付金等を支給するための措置を講じることにより、この感染被害の迅速で全体的な解決を図ることを目的としています。

第二に、確定判決または和解もしくは調停で、集団予防接種等の際の注射器の連続使用によってB型肝炎ウイルスに感染したことを証明された方々とその相続人に対し、その病態等に応じた額の特定B型肝炎ウイルス感染者給付金を支給することになっています。

この給付金については、早期にこの問題を解決するため、提訴を促す観点から、五年の請求期限を設けることにしています。

また、この給付金の支給を受ける方に対しては、訴訟等に係る弁護士への報酬と特定B型肝炎ウイルス感染者であることを

確認するための検査費用について訴訟手当金を支給することにし、その後病態が進展した場合には追加給付金を支給することとしています。

第三に、確定判決等で集団予防接種等の際の注射器の連続使用によってB型肝炎ウイルスに感染したことを証明された方々のうち、まだ症状が出ていない方に対し、検査等に係る一部負担金相当等を支給する定期検査費、母子感染防止医療費、世帯内感染防止医療費、定期検査手当の支給を行うこととしています。

なお、この法律による給付の内容は、国と原告との間で結ばれた基本合意書に基づき定めたものです。

第四に、特定B型肝炎ウイルス感染者給付金等の支給に関する業務は、社会保険診療報酬支払基金が行うことにし、支払基金は、給付金等支給関係業務に要する費用に充てるため、基金を設けることとしています。

また、政府は、支払基金に対し、給付金等支給関係業務に要する費用に充てるための資金を交付することとしています。

第五に、特定B型肝炎ウイルス感染者給付金等の請求期限や、その支給に必要な財源については、この法律の施行後五年を目途に給付金等の支給の請求の状況を勘案し、検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて必要な措置を

講じることとしています。

最後に、政府は、平成二十四年度から平成二十八年度までの各年度に支払基金に対して交付する資金については、経済社会の構造の変化に対応した税制の構築を図るための所得税法等の一部を改正する法律の施行により一般会計の中で増加する所得税の収入の一部を活用して、確保することとしています。

なお、この法律の施行期日は、公布の日から起算して一月を超えない範囲内で政令で定める日から施行することとしています。但し、支払基金の給付金等支給関係業務等については、公布の日から施行することとしています。

以上が、この法律案の提案理由とその内容の概要です。

御審議の上、速やかに可決していただくことをお願いいたします。

二、衆議院厚生労働委員長報告(平成二十三年一月二日)

○池田元久君 たいいま議題となりました特定B型肝炎ウイルス感染者給付金等の支給に関する特別措置法案について、厚生労働委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

本案は、集団予防接種等により、多数の者にB型肝炎ウイルスの感染被害が生じ、かつ、その感染被害が未曾有のものであ

ることにかんがみ、特定B型肝炎ウイルス感染者に対し、給付金等を支給するための措置を講ずることにより、この感染被害の迅速かつ全体的な解決を図ろうとするもので、その主な内容は、

第一に、社会保険診療報酬支払基金は、特定B型肝炎ウイルス感染者またはその相続人に対し、病態に応じた額の給付金を支給すること、

第二に、支払基金は、特定B型肝炎ウイルス感染者のうち、症状が出ていない者に対し、B型肝炎の定期検査費用や母子感染防止医療費等を支給すること、

第三に、支払基金は、給付金等の支給に関する業務を行うこととし、その業務に要する費用に充てるため、基金を設けると、また、政府は、支払基金に対し、その業務に要する費用に充てるための資金を交付することです。

本案は、去る十一月二十九日本委員会に付託され、翌三十日小宮山厚生労働大臣から提案理由の説明を聴取し、本日、参考人から意見を聴取した後、政府に対して質疑を行いました。

質疑終了後、民主党・無所属クラブ、自由民主党・無所属の会及び公明党の三会派より、支払基金に対して交付する資金については、平成二十四年度において必要な財政上及び税制上の

措置を講じて、確保することとする修正案が、また、みんなの党より、死亡時から二十年または罹患してから二十年を経過した者に対しても、給付金を支給することができることとする修正案が提出され、両修正案について趣旨説明を聴取した後、みんなの党提出の修正案について内閣の意見を聴取いたしました。

次いで、討論、採決を行った結果、みんなの党提出の修正案は賛成少数をもって否決し、三会派共同提出の修正案及び修正部分を除く原案はいずれも賛成多数をもって可決し、本案は修正議決すべきものと決した次第です。

なお、本案に対して附帯決議を付することと決しました。以上、御報告申し上げます。

○委員会修正の提案理由(平成二十三年二月一日)

○岡本(充)委員 ただいま議題となりました特定B型肝炎ウイルス感染者給付金等の支給に関する特別措置法案に対する修正案につきまして、民主党・無所属クラブ、自由民主党・無所属の会及び公明党を代表して、その趣旨を御説明申し上げます。

修正の要旨は、政府は、平成二十四年度から平成二十八年までの各年度において社会保険診療報酬支払基金に対して交付

する資金については、平成二十四年度において必要な財政上及び税制上の措置を講じて、確保するものとするものであります。

何とぞ委員各位の御賛同をお願い申し上げます。

○附帯決議(平成二十三年二月二日)

政府は、本法の施行に当たり、次の事項について適切な措置を講ずるべきである。

- 一 不法行為の損害賠償請求権は、不法行為の時から二十年を経過すると消滅するが、そのような除斥期間を経過した集団予防接種等によるB型肝炎ウイルス感染被害者に対しても、真摯に対応すること。また、今後、除斥期間を経過した肝硬変、肝がんの患者等の感染被害者が提訴した場合には、基本合意書の趣旨、本委員会における厚生労働大臣の答弁等に照らし、裁判所の仲介の下で、誠実に協議するよう努めること。
- 二 適正かつ迅速な和解の実現のため、厚生労働省における和解手続が迅速に行われるように、必要な人員の確保をはじめ、事務処理体制の整備に努めること。また、特定B型肝炎ウイルス感染者給付金の支給関係業務が迅速かつ円滑に行われるように、社会保険診療報酬支払基金の事務処理体制の整備を図ること。

- 三 感染被害者を含む肝炎患者等が、不当な偏見・差別を受けることなく安心して暮らせるように、集団予防接種等によるB型肝炎ウイルス感染被害者が相当数に及んでいることを含む情報の提供、ウイルス性肝炎に関する正しい知識の普及など、国民に対する広報・啓発に努めること。

- 四 集団予防接種等によるB型肝炎ウイルス感染被害者の救済手続に関する国民への周知、集団予防接種等の際の注射器の連続使用を含む様々な感染可能性を明示した上での肝炎ウイルス検査の勧奨、肝炎医療の提供体制の整備、肝炎医療に係る研究の推進、医療費助成等、全ての肝炎ウイルス感染者に対し、必要な恒久対策を引き続き講ずるよう努めるとともに、とりわけ肝硬変及び肝がんの患者に対する医療費助成を含む支援の在り方について検討を進めること。

- 五 給付金等の支給を円滑かつ確実にを行うため、必要な安定的な財源を確保し、毎年度、所要の予算を計上すること。

三、参議院厚生労働委員長報告(平成二十三年二月九日)

○小林正夫君 ただいま議題となりました法律案につきまして、厚生労働委員会における審査の経過と結果を御報告申し上げます。

本法律案は、集団予防接種等の際の注射器の連続使用によ

り、多数の方々にB型肝炎ウイルスの感染被害が生じ、かつ、その感染被害が未曾有のものであることに鑑み、この感染被害の迅速かつ全体的な解決を図るため、確定判決又は和解若しくは調停でB型肝炎ウイルスに感染したことを証明された方々とその相続人に対し、その病態等に応じた額の特定B型肝炎ウイルス感染者給付金等を支給しようとするものであります。

なお、衆議院において、社会保険診療報酬支払基金に対して交付する資金については、平成二十四年度において必要な財政上及び税制上の措置を講じて確保するものとする旨の修正が行われております。

委員会におきましては、除斥期間を経過した患者等への対応、来年度以降の財源確保の見通し、総合的な肝炎対策推進の必要性等について質疑を行いました。その詳細は会議録によって御承知願います。

質疑を終局しましたところ、みんなの党を代表して川田龍平委員より、除斥期間を経過した特定B型肝炎ウイルス感染者等に対し、除斥期間を経過していない者と同額の給付金を支給すること等を内容とする修正案が提出されました。

なお、本修正案は予算を伴うものであることから、国会法第五十七条の三の規定に基づいて内閣から意見を聴取しましたところ、小宮山厚生労働大臣より政府としては反対である旨の意

見が述べられました。

次いで、討論に入りましたところ、日本共産党を代表して田村智子委員より修正案及び原案に賛成、社会民主党・護憲連合を代表して福島みずほ委員より修正案及び原案に賛成する旨の意見がそれぞれ述べられました。

討論を終局し、順次採決の結果、修正案は否決され、本法律案は多数をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

なお、本法律案に対し附帯決議が付されております。

以上、御報告申し上げます。

○附帯決議(平成三十三年二月八日)

政府は、本法の施行に当たり、次の事項について適切な措置を講ずるべきである。

一、不法行為の損害賠償請求権は、不法行為の時から二十 years を経過すると消滅するが、そのような除斥期間を経過した集団予防接種等によるB型肝炎ウイルス感染被害者に対しても、真摯に対応すること。また、今後、除斥期間を経過した肝硬変、肝がんの患者等の感染被害者が提訴した場合には、基本合意書の趣旨、本委員会における厚生労働大臣の答弁等に照らし、裁判所の仲介の下で、誠実に協議するよう努めること。

二、適正かつ迅速な和解の実現のため、厚生労働省における和
解手続が迅速に行われるように、必要な人員の確保・拡充を
はじめ、事務処理体制の整備に努めること。また、特定B型
肝炎ウイルス感染者給付金の支給関係業務が迅速かつ円滑に
行われるように、社会保険診療報酬支払基金の事務処理体制
の整備を図ること。

三、感染被害者を含む肝炎患者等が、不当な偏見・差別を受け
ることなく安心して暮らせるように、集団予防接種等による
B型肝炎ウイルス感染被害者が相当数に及んでいることを含
む情報の提供、ウイルス性肝炎に関する正しい知識の普及な
ど、国民に対する広報・啓発に努めること。

四、集団予防接種等によるB型肝炎ウイルス感染被害者の救済
手続に関する国民への周知、集団予防接種等の際の注射器の
連続使用を含む様々な感染可能性を明示した上での肝炎ウイ
ルス検査の勧奨、肝炎医療の提供体制の整備、肝炎医療に係
る研究の推進、医療費助成等、全ての肝炎ウイルス感染者に
対し、必要な恒久対策を引き続き講ずるよう努めるととも
に、とりわけ肝硬変及び肝がんの患者に対する医療費助成を
含む支援の在り方について検討を進めること。

五、給付金等の支給を円滑かつ確実にを行うため、必要な安定的
な財源を確保し、毎年度、所要の予算を計上すること。

六、予防接種における注射筒の使用に関する厚生省の通知が昭
和六十三年まで遅れたことに鑑み、今回の事故の検証を通じ
て、最新の保健医療上の知見が速やかに医療現場への情報提
供及び指導につながるよう体制整備を図ること。
右決議する。